

納付書を活用したキャッシュレス決済の導入について

導入目的・経緯

- ①市民の納付に対する利便性の向上
- ②新型コロナウイルス感染症対策として、人と人の接触を避ける為

➡ **令和3年度から納付書を活用した
キャッシュレス決済を開始**

キャッシュレス決済

・ 払込票に印刷されたバーコードをアプリでスキャンし、即時払いを可能とするサービス

・ 本市では以下のアプリでの決裁を導入

- ・ PayB
- ・ PayPay
- ・ LINE Pay
- ・ 支払秘書

PayPay請求書払いの使い方



対象業務

- 市・県民税
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税
- 国民健康保険料
- 後期高齢者医療保険料
- 介護保険料
- 若竹学級利用料
- 水道料金
- 下水道使用料

導入に必要な作業

納付書のレイアウト変更作業

- **納付書にコンビニバーコードがない場合、追加が必要**
- 納付書の裏等にキャッシュレス決済の記載を追加する必要あり
- 変更したレイアウトは収納代行業者に確認してもらう
- 私製承認を改めて実施する必要がある

収納代行業者との手続、読み取りテスト

- 収納代行業者とキャッシュレス決済の追加手続等を行う
- **コンビニバーコードを追加する場合、追加分の読取テストを依頼**

業務システム改修作業

- **納付書にコンビニバーコードを追加する場合、専用の改修が必要**
- 既存のコンビニ収納と集計を分ける場合、改修が必要

例：コンビニバーコード導入を含めたスケジュール

令和2年			令和3年			
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
		契約手続				
			納付書レイアウト検討・修正			
				バーコード読取テスト		
					納付書印刷	
			コンビニバーコードが導入済みの場合、不要		業務システム改修	
						本番開始